

令和2年4月記者懇談会

日時 令和2年4月24日（金）

午前10時30分

場所 4階会議室（4-1～4-3）

1 市長あいさつ

2 市政記者クラブからの質問事項 （幹事社 東日）

（東愛知新聞社）新年度の抱負

（東愛知新聞社）新型コロナウイルス関連で検討中の対策

（東愛知新聞社）国が全国民に給付する10万円を市長は受け取るか？受け取らないか？とその理由。

（東愛知新聞社）「全国民に一律10万円」という給付制度に対する市長の見解（金額や手法について）

3 市からの発表事項

（1）第6期新城市若者議会の開催について （まちづくり推進課）

（2）新城インター企業団地への進出企業の決定について （用地開発課）

4 その他

資料提供・情報提供

（1）新城市職員在宅勤務試行制度について （秘書人事課）

5 行事予定表

次回開催日 5月22日（金）午前10時30分

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 2年 4月 24日	
担当課・室	まちづくり推進課	
担当職・氏名	課長	松下 領治
連絡先（電話）	(0536) 23-7692	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
（メールアドレス）	machizukuri@city.shinshiro.lg.jp	

件名	第6期新城市若者議会の開催について
----	-------------------

内容

見出しの件について、下記のとおり開催しますのでご承知おきください。

記

1 若者議会準備会

- (1) 日時 令和2年4月26日（日）午前10時から正午まで
- (2) 場所 各自宅など
- (3) 開催方法 インターネットを利用したウェブ会議で開催
- (4) 内容 若者議会とは、自己紹介、質疑応答 等

2 第1回若者議会

- (1) 日時 令和2年5月7日（木）午後7時から午後9時まで
- (2) 場所 市長：政策会議室 市議会議長：災害対策本部室2
若者議会委員等：各自宅
- (3) 開催方法 インターネットを利用したウェブ会議で開催
- (4) 内容 議長・副議長選出、若者議会委員による所信表明 等

添付書類 若者議会委員、市外委員、メンター名簿

第6期若者議会委員名簿

番号	氏名	フリガナ	性別	年齢	備考	
1	黒田 成哉	クロダ セイヤ	男	20	社会人	第3期、第5期委員
2	熊崎 龍輝	クマザキ リュウキ	男	17	高校生	
3	古賀 咲菜	コガ サキナ	女	16	高校生	
4	松井 暖実	マツイ アツミ	女	17	高校生	令和元年度女性議会
5	木戸 ゆめ	キド ユメ	女	15	高校生	
6	村松 里恵	ムラマツ リエ	女	19	社会人	第2期委員、第3期メンター
7	鳥居 優衣	トリイ ユイ	女	15	高校生	
8	石内 輝	イシウチ ヒカル	男	16	高校生	
9	犬塚 百花合	イヌヅカ ユカリ	女	23	社会人	
10	矢口 誠一郎	ヤグチ セイイチロウ	男	22	社会人	
11	脇田 美雨	ワキタ ミウ	女	17	高校生	
12	市園 響	イチゾノ ヒビキ	女	16	高校生	第5期委員
13	井上 文誉	イノウエ フミタカ	男	16	高校生	第5期委員
14	山本 彩生	ヤマモト サイキ	女	16	高校生	第5期委員
15	益子 アイメ	マスコ アイメ	女	16	高校生	第5期委員
16	城所 邑衣	キドコロ サトエ	女	16	高校生	
内訳 男5人、女11人 高校生12(男3、女9) 社会人4(男2、女2)						

若者議会市外委員名簿

番号	氏名	フリガナ	性別	年齢	備考	
1	佐々木 香奈実	ササキ カナミ	女	20	大学生	第2期委員
2	森下 華	モリシタ ハナ	女	16	高校生	
3	犬丸 央都	イヌマル ヒロト	男	19	大学生	
4	伊禮 愛実	イレイ アイミ	女	17	高校生	
5	永井 陽真	ナガイ ヨウマ	男	19	大学生	
内訳 男2人、女3人 高校生2(女2) 大学生3(男2、女1)						

若者議会メンター市民

番号	氏名	フリガナ	性別	年齢	備考	
1	多田 琴香	タダ コトカ	女	20	大学生	第2期委員
2	山本 青空	ヤマモト ソラ	男	18	社会人	第3期委員、第4期メンター
3	永井 優斗	ナガイ ユウト	男	22	社会人	第5期市外委員
4	鈴木 孝浩	スズキ タカヒロ	男	35	社会人	第1期、第2期、第4期、第5期メンター
内訳 男3人、女1人 大学生1(女1) 社会人3(男3)						

※ 年齢は令和2年4月1日時点

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和2年4月24日	
担当課・室	用地開発課（市土地開発公社事務局）	
担当職・氏名	課長	野々村 哲史
連絡先（電話）	(0536) 23-7641	
連絡先（FAX）	(0536) 23-7047	
	（Eメール）	youchi@city.shinshiro.lg.jp

件名	新城インター企業団地への進出企業の決定について
----	-------------------------

内容

新城市土地開発公社で平成31年12月末に整備を完了した新城インター企業団地については、3区画のうち、残りのB及びCの2区画に対する分譲募集を継続して参りました。

このほど、この2区画併せて進出する企業が決定しましたのでご報告いたします。

記

1 進出企業

- (1) 企業名 丸伝冷蔵（マルデンリゾウ）株式会社
- (2) 所在 愛知県春日井市長塚町1丁目1番地
- (3) 代表者 代表取締役 井ノ瀬 広和（イセ ヒロカズ）
- (4) 事業内容 関東圏と関西圏の中間位置として機能する冷凍商品物流のための拠点的発着・保管センター

2 分譲用地

- (1) 区画 新城インター企業団地B・C区画（2区画）
- (2) 面積 26,609.90平方メートル

3 その他

これをもって、今回整備した新城インター企業団地は完売となります。

(問合せ先窓口)

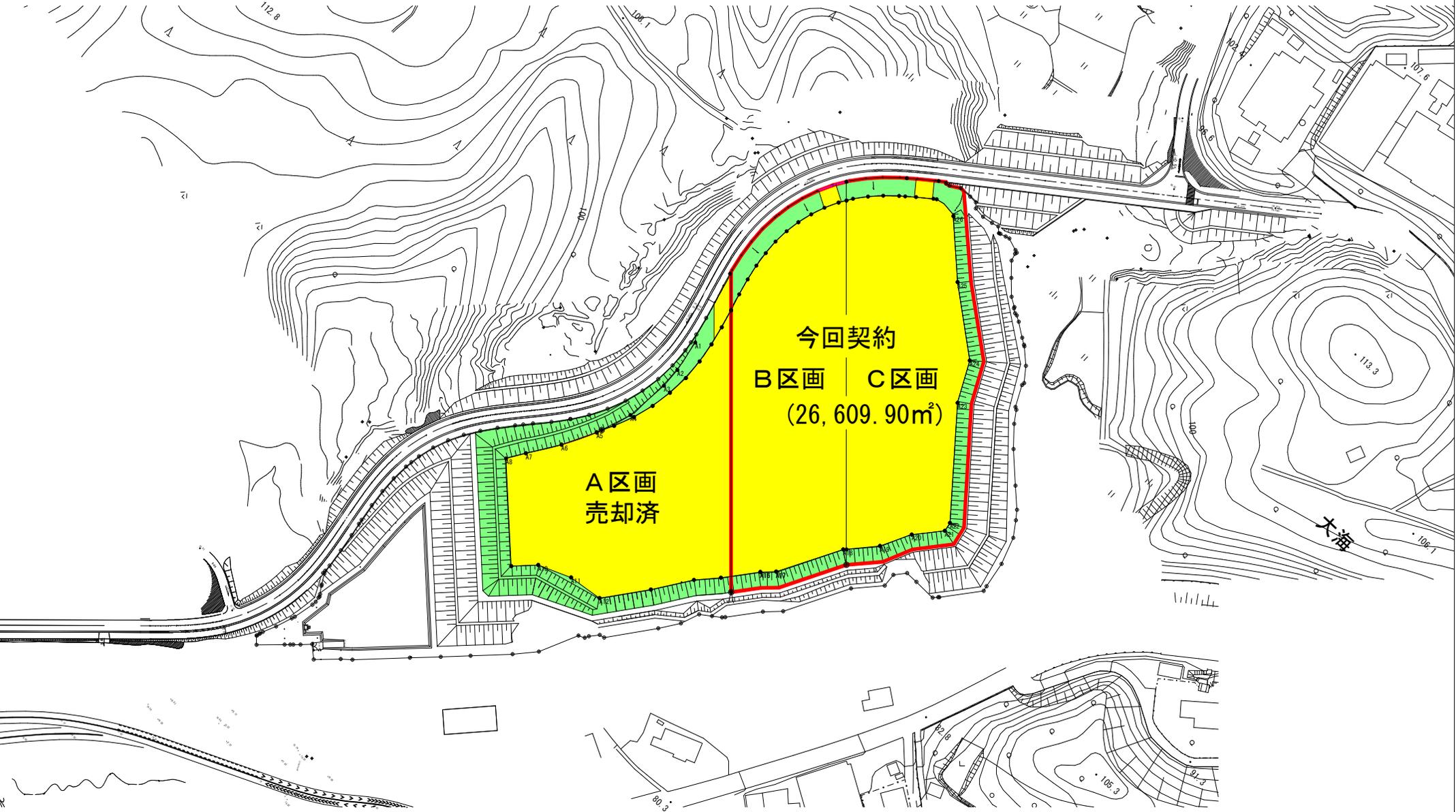
新城市土地開発公社（事務局：新城市建設部用地開発課内）

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

電話 0536-23-7641 FAX 0536-23-7047

メール youchi@city.shinshiro.lg.jp

分譲位置図



報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和 2年 4月 24日		
担当課・室	秘書人事課		
担当職・氏名	課長	牧野賢二	
連絡先（電話）	(0536) 23-7619		
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002		
（メールアドレス）	hishojinji@city.shinshiro.lg.jp		

件名	新城市職員在宅勤務試行制度について
----	-------------------

内容

職員への新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、別紙のとおり在宅勤務制度を試行実施します。

1 実施時期

令和2年4月23日（木）から5月6日（水）まで
（状況に応じて延長する場合があります）

2 実施方法

別紙「新城市在宅勤務試行制度実施概要」のとおり

3 在宅勤務実施の基本的な考え方

市民サービスに影響が出ない範囲で、各所属の実情に合わせ、グループ単位等で半数程度の職員を目標にチーム体制とし、交替制で職場勤務・在宅勤務を所属長が割り振り実施するものとする。

4 その他

4月23日（木）現在 5課25人の届出

新城市職員在宅勤務試行制度実施概要

令和2年4月22日
秘書人事課

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、在宅勤務の試行制度を実施する。

1 制度の概要

(1) 対象職員

職場内の感染防止対策のため、所属長が在宅勤務をすることが適当であると認める全ての職員とする。

(2) 実施場所

職員の自宅とする。

(3) 勤務時間

原則として1日単位で行うものとする。

(4) 実施期間

在宅勤務は、原則1週間単位とし、更新は妨げないものとする。ただし、所属長から自宅以外での勤務を命ぜられた場合を除く。

(5) 対象人数等

ア 感染防止対策として所属長が認める人数

市民サービスに影響が出ない範囲で、各所属の実情に合わせ、グループ単位等で半数程度の職員を目標にチーム体制とし、交替制で職場勤務・在宅勤務を所属長が割り振り実施するものとする。

イ 下記の職員からの申出があった場合（(ア)～(エ)）の状況は、所属長の知り得る範囲）には優先的に選考することができる。

(ア)基礎疾患を有する職員

(イ)妊娠中の職員

(ウ)中学校就学前の子を養育する職員

(エ)その他、市長が必要と認める職員

(6) 在宅勤務として可能な業務

ア パソコンを必要とする業務

会議資料の作成、文書の作成、報告書の作成、データの入力、会議録のテープ起こしなど

イ パソコンを必要としない業務

通知文等の封筒詰め、庁内職員に配布するチラシや冊子等の仕分けなど

在宅での業務は所属長の判断で選定し、行うものとする。

(7) 勤務管理

ア 在宅勤務実施日における勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は、正午から午後1時までとする。

イ 勤務時間の割振りを変更する必要があると認める場合は、公務に支障がないと

所属長が判断する場合は、次の事項に留意した上で、変更することができる。

(ア) 1日の勤務時間が7時間45分となるように調整すること。

(イ) 午前7時から午後7時までの範囲内において割り振ること。（この場合時間外勤務手当は支給されない）。

(ウ) 60分の休憩時間を勤務時間の途中に置くこと。

ウ 在宅勤務は原則1日（休暇又は休業の時間を含む。）単位で行う。ただし、所属長が、在宅勤務職員の勤務状況及び業務内容を考慮した上で、適当と認める場合は、半日単位で在宅勤務を行うことができる。

(8) 在宅勤務の手続き

ア 在宅勤務を希望する職員は、「在宅勤務届出書」（様式第1）を所属長を通じて秘書人事課へ提出する。

イ 業務の実施報告については、在宅勤務を行う職員が1週間ごとの「在宅勤務業務報告書」（様式第2）を作成し、登庁時に所属長へ提出する。

(9) 在宅勤務の服務等

ア 在宅勤務においても、通常勤務と同様の勤務条件（職務専念義務、勤務時間等）としているので、原則として、育児や介護をしながら職務を行うことはできない。

イ 職場から常に連絡が可能な状態とする。

ウ タイムカード又は出勤簿には、在宅勤務した日に「在宅勤務」と記入する。

エ 在宅勤務職員が、勤務時間中に私用のために職務を離れる場合は、休暇を取得する。

オ 職員が在宅勤務を行うときは、自宅への出張扱いとする。ただし、出張命令書は不要とする。

(10) 在宅勤務に係る報告

勤務時間の管理については、勤務開始時及び終了時に電話又はメールにより所属長に連絡をする。

(11) 経費負担

全て在宅勤務を行う職員の負担とする。

(12) パソコンの利用手順

ア 在宅勤務において市が所有するパソコンを使用する場合は、所属長が新城市庁内LAN等利用ガイドラインにより「パソコン等端末・電磁記録媒体・情報資産及びソフトウェア外部持出・持込許可申請書」（様式第3）により情報システム管理者の許可を得る。

イ 申請書には、在宅勤務を行う者の「在宅勤務届出書」（様式第1）の写しを添付する。

(13) 情報セキュリティ対策

ア 個人が所有するパソコンの利用は禁止する。

イ 市が所有するパソコンは、インターネット環境に接続しない。

ウ 市が所有するパソコンと個人が所有するプリンタを接続して印刷することは禁止する。

エ 原則として、庁内のデータ持ち出しは禁止する。ただし、個人情報など機密性

の高い情報を除いては所属長が許可したうえでデスクトップに保存し作業をする。
オ USBメモリを用いてのデータの持ち運びは禁止する。

2 試行期間

令和2年4月23日（木）から令和2年5月6日（水）まで

ただし、感染拡大防止のため市長が必要と認める場合は、この期間を延長する。

3 担当

在宅勤務制度に関する事 秘書人事課人事係

情報セキュリティに関する事 行政課情報通信管理係

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	金					
2	土					
3	日		【憲法記念日】			
4	月		【みどりの日】			
5	火		【こどもの日】			
		9 : 30	第55回 長篠合戦のぼりまつり 安全祈願祭	鳳来	大通寺	
		10 : 15	第55回 長篠合戦のぼりまつり 戦没者慰霊	鳳来	長篠城址本丸跡	
6	水		【振替休日】			
7	木	9 : 30	6月補正予算査定	新城	本庁舎	政策会議室
		13 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	政策会議室
		19 : 00	若者議会 所信表明(ウェブ会議)	新城	本庁舎	政策会議室
8	金	9 : 00	6月補正予算査定	新城	本庁舎	政策会議室
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月	10 : 30	新城市土地開発公社 理事会	新城	本庁舎	政策会議室
		12 : 00	五日会	新城	本庁舎	4階会議室
		14 : 00	東三河流域森林・林業活性化センター 理事会、通常総会	新城	商工会館	
19	火					
20	水	10 : 20	設楽ダム建設促進要望他	名古屋	中部地方整備局他	
		15 : 00	農林業公社しんしろ 理事会	新城	本庁舎	政策会議室
21	木	15 : 00	豊川流域下水道推進協議会 総会	豊川	豊川市民プラザ	
22	金	9 : 00	議員への定例報告会	新城	東庁舎	委員会室
		10 : 30	定例記者懇談会	新城	本庁舎	政策会議室
23	土					
24	日					
25	月	13 : 30	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
26	火					
27	水	13 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	政策会議室
28	木					
29	金	10 : 30	豊川水源基金 理事会	豊橋	豊橋市役所	
30	土					
31	日					